

措置等に基づく高齢者と養護者の面会制限に関する基本的な対応

	養 護 者	市 町 村	入所施設等
説明等事項 高齢者への		高齢者への説明と告知、意思の確認	
養護者への説明等事項	<p>【養護者への説明と告知事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面会制限の事実 ※高齢者虐待防止法第13条 施設管理権、本人の意思に基づく等 ○主担当部署名（担当者名）、連絡先 ○高齢者への面会方法、面会制限に関する注意等 ※主担当者は決めておくが、氏名は知らせないなど、状況に応じた対応も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保護（老人福祉法第11条第1項等） ※高齢者虐待防止法第13条に基づく「面会制限」（老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号による措置）の場合は、高齢者及び養護者それぞれに対し、「弁明の機会の付与」の通知書面を交付（行政手続法第30条） なお、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、「弁明の機会の付与」の手續を執ることができないとき」は省略可 	<p>措置入所及び面会の制限</p> <p>※養護者の面会に対する取り決め例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主担当者を經由しケース会議にて判断し、施設単独では判断しない ○養護者に退去を求めても退去しなかったり、養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する。
面会手続きの基本的な流れ	<p>高齢者との面会の希望</p> <p>①連絡</p> <p>②養護者と面会し、状況や要望を確認</p> <p>面会が困難な場合</p> <p>○高齢者が面会できる状態にないことを伝える。 ○養護者への支援の継続</p> <p>○面会日時、場所、立会者などを連絡</p>	<p>主担当者</p> <p>③生活状況や高齢者本人の意思を確認</p> <p>④養護者の状況、高齢者の状況の報告</p> <p>コアメンバー会議 ※養護者との面会の意思、高齢者の心身状態、養護者の態度や生活状況の改善状況から、面会による危険性や弊害の有無を総合的に判断</p> <p>主担当者</p> <p>面会日程、立会者等の調整</p> <p>面会が可能な場合</p> <p>主担当者、施設職員等が立会</p> <p>※面会を実施する毎に、高齢者と養護者の状態が安定しているか等モニタリングを実施し、面会制限の解除、措置の廃止が可能かどうか協議する。</p>	<p>高齢者施設長</p> <p>面会の実施</p>
直接入所施設に連絡が入った場合の対応	<p>高齢者との面会の希望</p>	<p>①直接施設へ連絡</p> <p>②主担当者への連絡を促す</p> <p>主担当者</p> <p>③電話の様子、養護者の状況を報告</p>	<p>入所施設</p>
攻撃的な態度への対応	<p>強引な面会の要望 攻撃的な態度</p>	<p>強引な要求、攻撃的な態度</p> <p>主担当者</p> <p>市町村</p>	<p>入所施設</p> <p>警察</p> <p>養護者に退去を求めても退去しなかったり養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する。</p>